

株主の皆様へ

第29回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況・・・ 1 ～ 4 頁

連結注記表・・・・・・・・ 5 ～ 16 頁

個別注記表・・・・・・・・ 17 ～ 21 頁

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

株式会社 **シノケングループ**

事業報告の「新株予約権等の状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.shinoken.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 平成24年8月21日付取締役会決議

(平成30年12月31日現在)

		第5回新株予約権
発行決議日		平成24年8月21日
新株予約権の数		3,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,500,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の発行価額		549円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 32,400円 (1株当たり81円)
権利行使期間		平成27年4月1日から 平成34年9月4日まで
行使の条件		(注) 1、2、3、4、5
役員の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 750個 目的となる株式数 300,000株 保有者数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

- (注) 1. 新株予約権者は、平成25年12月期及び平成26年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、経常利益がいずれも13億円を超過している場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権の一部行使はできない。

□. 平成26年5月12日付取締役会決議

(平成30年12月31日現在)

		第6回新株予約権	
発行決議日		平成26年5月12日	
新株予約権の数		4,110個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,644,000株 (新株予約権1個につき400株)	
新株予約権の発行価額		1,617円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 147,000円 (1株当たり368円)	
権利行使期間		平成28年4月1日から 平成33年5月26日まで	
行使の条件		(注) 1、2、3、4、5	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	3,600個
		目的となる株式数	1,440,000株
		保有者数	2人
	社外取締役	新株予約権の数	1個
		目的となる株式数	1株
		保有者数	1人
	監査役	新株予約権の数	20個
		目的となる株式数	8,000株
		保有者数	1人

- (注) 1. 新株予約権者は、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、平成26年12月期の経常利益が31億円以上かつ平成27年12月期の経常利益が35億円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

八. 平成28年3月1日付取締役会決議

(平成30年12月31日現在)

		第7回新株予約権	
発行決議日		平成28年3月1日	
新株予約権の数		3,060個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 612,000株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の発行価額		700円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 177,300円 (1株当たり887円)	
権利行使期間		平成31年4月1日から 平成35年3月15日まで	
行使の条件		(注) 1、2、3、4、5	
役員の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数	3,060個
		目的となる株式数	612,000株
		保有者数	3人
	社外取締役	—	
	監査役	—	

(注) 1. 新株予約権者は、平成28年12月期、平成29年12月期及び平成30年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成28年12月期の経常利益が71億円を超過していること
- (b) 平成29年12月期の経常利益が78億円を超過していること
- (c) 平成30年12月期の経常利益が90億円を超過していること

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

二. 平成29年3月15日付取締役会決議

(平成30年12月31日現在)

		第9回新株予約権
発行決議日		平成29年3月15日
新株予約権の数		3,565個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 713,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の発行価額		800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 209,800円 (1株当たり1,049円)
権利行使期間		平成32年4月1日から 平成36年3月30日まで
行使の条件		(注) 1、2、3、4、5
役員の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,565個 目的となる株式数 713,000株 保有者数 3人
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 1. 新株予約権者は、平成29年12月期、平成30年12月期及び平成31年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成29年12月期の経常利益が121億円を超過していること
- (b) 平成30年12月期の経常利益が126.5億円を超過していること
- (c) 平成31年12月期の経常利益が126.5億円を超過していること

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

23社

ロ. 主要な連結子会社の名称

(株)シノケンハーモニー

(株)シノケンファシリティーズ

(株)シノケンコミュニケーションズ

(株)小川建設

(株)エスケーエナジー

(株)シノケンウェルネス

② 連結範囲の変更

PT. Mustika Cipta Kharismaは重要性が増したため、PT. Shinoken Asset Management Indonesiaは新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、(有)マンションライフは(株)シノケンアメニティに吸収合併され消滅したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- イ. 持分法適用の関連会社の数 1社
- ロ. 主要な持分法適用の関連会社の名称 (株)プロパスト

② 持分法の適用の範囲の変更

サムシングホールディングス(株)は、同社の株式一部を譲渡したことに伴い、当連結会計年度より持分法の適用の範囲から除外しております。

③ 持分法を適用していない関連会社の状況

- イ. 持分法を適用していない主要な関連会社の名称 Shinoken & Hecks Pte Ltd.
- ロ. 持分法を適用していない理由 関連会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないためです。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

会社名	決算日
ジック少額短期保険(株)	3月末日

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
- ・ その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 3年～15年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

変動金利を固定金利に変換する目的で一部の借入取引に関し金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 支払利息の原価算入の会計処理

大型の開発案件（開発総事業費が3億円を超え、開発期間が1年を超える事業）に係る正常な開発期間中の支払利息は、取得原価に算入しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等については販売費及び一般管理費に計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	25,799,535千円
不動産事業支出金	10,606,751千円
建物及び構築物	1,665,257千円
土地	1,765,977千円
計	39,837,522千円

上記の他に、工事契約履行保証等として現金及び預金41,900千円を担保に供しております。

② 担保に係る債務

短期借入金	22,312,042千円
長期借入金	14,627,045千円
計	36,939,088千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,646,693千円

(3) 財務制限条項

- ① 株式会社みずほ銀行を借入先とする特別当座貸越約定書（借入残高954,700千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- イ. 2018年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における借主及び保証人の連結の貸借対照表の純資産の部の金額を直前の年度の決算期の末日におけるそれぞれの貸借対照表の純資産の部の金額の80%以上を維持すること。
 - ロ. 各年度の決算期における借主及び保証人の連結の損益計算書に示される経常損益及び当期損益が2018年12月期以降の決算期につき損失とならないようにすること。
 - ハ. 毎年3月、6月、9月及び12月の各末日における借主の有利子負債残高（開発資金に分類されるものに限る。）の合計を450億円以下に維持すること。
- 二. 毎月末日時点において、各グループ会社が株式会社みずほ銀行（株式会社みずほ銀行と資本関係を有する外国の銀行その他の金融機関を含む。）に保有する預金口座における預金残高の合計額を10億円以上にすること。なお、当該預金口座において預金されている通貨が円貨以外である場合は、貸主の合理的に決定する当該日における為替相場を用いて円貨に換算した金額によるものとする。
- ② 株式会社みずほ銀行を借入先とする金銭消費貸借契約証書（借入残高1,099,624千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- イ. 2017年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における借主及び親会社の連結の貸借対照表の純資産の部の金額を直前の年度の決算期の末日におけるそれぞれの貸借対照表の純資産の部の金額の80%以上を維持すること。
 - ロ. 各年度の決算期における借主及び親会社の連結の損益計算書に示される経常損益及び当期損益が2017年12月期以降の決算期につき損失とならないようにすること。
 - ハ. 毎年3月、6月、9月及び12月の各末日における借主の有利子負債残高（開発資金に分類されるものに限る。）の合計を450億円以下に維持すること。

- ③ 株式会社みずほ銀行を借入先とする金銭消費貸借契約証書（借入残高939,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- イ. 2017年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における借主及び親会社の連結の貸借対照表の純資産の部の金額を直前の年度の決算期の末日におけるそれぞれの貸借対照表の純資産の部の金額の80%以上を維持すること。
 - ロ. 各年度の決算期における借主及び親会社の連結の損益計算書に示される経常損益及び当期損益が2017年12月期以降の決算期につき損失とならないようにすること。
 - ハ. 毎年3月、6月、9月及び12月の各末日における借主の有利子負債残高（開発資金に分類されるものに限る。）の合計を450億円以下に維持すること。
- ④ 株式会社りそな銀行を借入先とする限度貸付契約書（借入残高2,274,300千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- イ. 各年度の決算期の末日における親会社の連結の貸借対照表の純資産の部の金額を13,911百万円以上を維持すること。
 - ロ. 各年度の決算期における親会社の連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
 - ハ. 各事業年度の決算期の末日における親会社の連結の貸借対照表における自己資本比率を20%以上に維持すること。なお、ここでいう自己資本比率とは、純資産の部の金額を総資産の金額で除した比率をいう。
- ⑤ 株式会社りそな銀行を借入先とする金銭消費貸借契約書（借入残高720,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- イ. 各年度の決算期の末日における親会社の連結の貸借対照表の純資産の部の金額を19,792百万円以上を維持すること。
 - ロ. 各年度の決算期における親会社の連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。
 - ハ. 各事業年度の決算期の末日における親会社の連結の貸借対照表における自己資本比率を20%以上に維持すること。なお、ここでいう自己資本比率とは、純資産の部の金額を総資産の金額で除した比率をいう。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	18,030,600株	18,350,200	400株	36,380,400株

- (注) 1 当連結会計年度増加株式数は、平成30年7月1日付株式分割(1:2)による増加18,190,200株、ストックオプションの行使による増加160,000株であります。
- 2 当連結会計年度減少株式数は、株式の消却による減少400株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度の 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	1,322,631株	1,449,639株	209,400株	2,562,870株

- (注) 1 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式25,600株が含まれております。
- 2 当連結会計年度増加株式数は、平成30年7月1日付株式分割(1:2)による増加1,275,831株、市場からの取得による増加173,200株、譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得による増加600株、単元未満株式の買取りによる増加8株であります。
- 3 当連結会計年度減少株式数は、ストック・オプションの行使による減少151,800株、譲渡制限付株式報酬の交付による減少37,900株、役員株式給付信託(BBT)の交付による減少18,500株、従業員株式給付信託(J-ESOP)の交付による減少800株、役員株式給付信託(BBT)廃止に伴う株式消却による減少400株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月28日 定時株主総会	普通株式	544,058	32.5円	平成29年12月31日	平成30年3月29日

(注) 配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金1,049千円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年8月8日 取締役会	普通株式	507,821	30.0円	平成30年6月30日	平成30年9月6日

(注) 1 配当金の総額には、「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金390千円が含まれております。
2 平成30年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成31年3月27日開催の第29回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	507,646	15.0円	平成30年12月31日	平成31年3月28日

(注) 配当金の総額には、「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金384千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,257,400株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に不動産販売事業及びゼネコン事業を行うために必要な資金を金融機関からの借入等により調達しております。一時的な余剰資金は、安全性を重視した運用方針であります。

また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である不動産事業未収入金及び受取手形・完成工事未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

不動産事業未収入金及び受取手形・完成工事未収入金のリスクに関しては、新規取引発生時に顧客及び取引先の信用状況について社内での協議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を確認する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である不動産事業未払金、工事未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及び社債は、主に不動産販売事業及びゼネコン事業に係る資金調達であります。

1年内償還予定の社債、不動産事業未払金、工事未払金、短期借入金、長期借入金及び社債は、流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成、適宜見直すことにより、当該リスクを管理しております。なお、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性判定に関する事項等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	22,886,005	22,886,005	－
(2) 不動産事業未収入金	621,521		
貸倒引当金	△7,029		
	614,491	614,491	－
(3) 受取手形・完成工事未収入金	6,888,112	6,888,112	－
(4) 投資有価証券			
関係会社株式	1,154,661	664,592	△490,069
その他有価証券	392,318	392,318	－
資産計	31,935,589	31,445,520	△490,069
(1) 1年内償還予定の社債	802,000	802,000	－
(2) 不動産事業未払金	5,396,550	5,396,550	－
(3) 工事未払金	3,931,208	3,931,208	－
(4) 短期借入金	27,015,096	27,015,096	－
(5) 未払法人税等	1,863,278	1,863,278	－
(6) 社債	1,566,000	1,553,913	△12,086
(7) 長期借入金	22,117,397	22,055,227	△62,169
負債計	62,691,531	62,617,274	△74,256

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 不動産事業未収入金、(3) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は、取引所の価格を時価としております。

負債

(1) 1年内償還予定の社債、(2) 不動産事業未払金、(3) 工事未払金、(4) 短期借入金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 非上場株式	0
その他有価証券 非上場株式	26,307

市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (4) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、サービス付き高齢者向け住宅及び賃貸住宅等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は262,174千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末 の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
3,427,700千円	△133,265千円	3,294,435千円	4,837,638千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は不動産売却 (86,836千円) であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 960円28銭
 (2) 1株当たり当期純利益 220円08銭

- (注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
 2. 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は25,600株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は41,778株であります。
 3. 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

(3) 重要な引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物185,305千円及び土地173,479千円を(株)シノケンハーモニーの借入金302,190千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 228,565千円

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。

(株)シノケンハーモニー 6,141,783千円

(株)小川建設 820,358千円

(株)シノケンウェルネス 674,492千円

(株)エスケーエナジー 100,380千円

その他 172,089千円

計 7,909,102千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 513,080千円

② 短期金銭債務 30,158千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 4,813,716千円

② 営業取引以外の取引高

営業外収益 8,137千円

営業外費用 101,584千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	1,322,631株	1,449,639株	209,400株	2,562,870株

- (注) 1 当事業年度末の自己株式数には、従業員株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式25,600株が含まれております。
- 2 当事業年度増加株式数は、平成30年7月1日付株式分割 (1 : 2) による増加1,275,831株、市場からの取得による増加173,200株、譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得による増加600株、単元未満株式の買取りによる増加8株であります。
- 3 当事業年度減少株式数は、ストック・オプションの行使による減少151,800株、譲渡制限付株式報酬の交付による減少37,900株、役員株式給付信託 (BBT) の交付による減少18,500株、従業員株式給付信託 (J-ESOP) の交付による減少800株、役員株式給付信託 (BBT) 廃止に伴う株式消却による減少400株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は、174,223千円です。繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金によるものであります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱シノケン ハーモニー	所有 直接100%	経営管理 債務保証 子会社の銀行借入 に対する担保提供 役員の兼任等 資金の借入	経営管理 (注) 2	329,197	－	－
				銀行借入債務に対する 債務保証料受取 (注) 4	91,320	－	－
				借入債務等に対する 債務保証 (注) 4	6,141,783	－	－
				子会社の借入債務に対する 担保提供	358,784	－	－
				資金の借入による利息の 支払 (注) 4	55,824	－	－
子会社	㈱シノケン ファシリ ティーズ	所有 直接100%	経営管理 債務保証 資金の借入 役員の兼任等	経営管理 (注) 2	122,587	－	－
				借入債務等に対する 債務保証 (注) 4	49,877	－	－
				子会社からの借入 (注) 3、4	－	関係会社 長期借入金	1,800,000
				資金の借入による利息の 支払 (注) 4	45,760	－	－
子会社	㈱小川建設	所有 直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	経営管理 (注) 2	191,280	－	－
				借入債務等に対する 債務保証 (注) 4	820,358	－	－
子会社	㈱エスケー エナジー	所有 直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する 債務保証 (注) 4	100,380	－	－
				子会社への貸付 (注) 3、4	－	関係会社 長期貸付金	70,000
子会社	㈱シノケン ウェルネス	所有 直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する 債務保証 (注) 4	674,492	－	－
子会社	SKG INVEST ASIA (香港)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	子会社への貸付 (注) 3、4	－	関係会社 長期貸付金	371,222
				資金の貸付による利息の 受取 (注) 4	7,999	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 経営管理の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として契約により決定しております。
3. グループ内の資金を一元管理しており、連結会社間での資金の貸借を頻繁に行っているため、取引金額は記載しておりません。
4. 資金の貸付・借入金利及び保証料については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 役員及び主要株主等

属性	氏名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	篠原 英明	(被所有) 直接18.0%	当社代表取締役 社長	新株予約権の権利行使 (注) 1	21,060	—	—
役員	霍川 順一	(被所有) 直接 0.2%	当社取締役 専務執行役員	新株予約権の権利行使 (注) 2	30,882	—	—
役員	三浦 義明	(被所有) 直接 0.1%	当社取締役 常務執行役員	新株予約権の権利行使 (注) 2	29,400	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 平成24年8月21日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しており、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 平成26年5月21日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しており、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 266円36銭

(2) 1株当たり当期純利益 121円95銭

- (注) 1 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
- 2 1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は25,600株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は41,788株であります。
- 3 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。